

島田夏まつり 島田楽市出店者募集要項

1. 島田夏まつり概要

(1) 趣旨・目的

地元商店街（会）が連携して市民参加型のイベントを開催し、商店街の振興とまちなかのにぎわいを創出する事を目的とする。

(2) 開催日時

平成 27 年 8 月 1 日（土）14:00～20:50 を予定（交通規制 14:00～21:30）

8 月 2 日（日）14:00～20:50 を予定（交通規制 14:00～21:30）

(3) 会場

島田市本通 1 丁目～7 丁目・駅前中央通り

2. 募集について

(1) 出店場所

島田市本通 6 丁目～7 丁目

※6 月 30 日（火）に開催する出店者説明会にてコマ割りをを行います。

(2) 出店日時

開催日時と同様。ただし、1 日のみの出店も可能とします。

(3) 出店料

出店日時、スペースに関係なく 1 出店者あたり 5,000 円（税込）

※雨天中止になった場合でも、一度納入頂いた出店料はお返しできません。

※6 月 30 日（火）に開催する出店者説明会で集金します。

(4) 出店スペース

1 コマ 2. 7 m×3. 6 m / 2 コマ 5. 4 m×3. 6 m

※コマ数は 1 出店者につき最大 2 コマまでの申込みとします。

※コマ数調整の関係で 2 コマをご希望の場合でも 1 コマとさせていただく場合がございます。

(5) 出店資格

静岡県内の消費者グループ、ボランティアグループ、団体、一般市民及び事業所とさせていただきます。

また、静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の応募は受け付けられません。

※暴力団排除条例関係の為、誓約書のご記入もお願いします。

(6) 飲食物の販売について

飲食物（焼そば・フランク等・酒類）を販売する場合は、関係官庁の許可を得ていること。許可を得ていない場合は出店できません。

焼そば・フランク等は「露店営業許可証」が必要です。（参考…資料 1）

酒類の販売業を行う為には、原則として販売場の所在地を所轄する税務署長の販売免許を受けている必要があります。

※申込書に記載された内容及び露天営業許可証の写しを、静岡県中部保健所に提供します。保健所による確認後、出店内容によっては、お断りいただく場合がございますので、予めご承知下さい。

(7) 取扱商品及び販売形態

責任ある商品の販売、企業団体等のPR

但し、露天商が主に扱う商品、射幸心をあおる商品は除く。

(例：金魚すくい、わたがし、お面、ギャンブル性のある三角くじ等)

※移動販売車での出店は禁止します。

(8) 食品の偽装（誤）表示について

実際よりも著しく食品をよく見せるなどの優良誤認を禁止します。また、行き過ぎたメニュー表示や産地偽装、調理方法の偽装などお客様が困惑する内容についても禁止します。

※品目、原産国、産地、調理方法の表示に関する違い及び著作権に関する違反など。

(9) 火気等の取り扱いについて

出店にあたり、火気器具等（気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とする器具等）を使用する場合は、必ず消火器（業務用かつ4号以上の消火器）を出店スペース内に設置下さい。

開催日までにご準備いただけない出店者については、出店をお断りします。

(10) 申込期限

平成27年6月10日（水）

※申込者多数の場合は抽選により出店者を決定します。

※抽選結果は、6月下旬に島田夏まつり実行委員会よりご連絡いたします。

(11) 申込方法及び必要書類

この募集要項に同意の上で、必要書類を受付期間内に申込先へ、郵送もしくはご持参下さい（フェックスでの申し込みは受け付けません）。

①出店申込書

②誓約書

③その他必要書類（飲食物の販売を行う場合は、許可証の写し等）

※必ず、現場責任者の方のお名前でお申し込み下さい。（捺印、本人確認書類についても現場責任者の方のものでご提出下さい。）

※飲食物を販売する場合は、露天営業許可証の名前と出店申込書の名前が異なる場合は、受付できませんので、同じ名前でお申し込み下さい。

※提出書類に不備がある場合、出店できない可能性がございますので、提出前にご確認下さい。

(12) 出店者説明会

出店が決定した方には、出店者説明会の開催案内を島田夏まつり実行委員会（商連事務局）よりお送りします。

出店者説明会を、6月30日（火）13:30 ぴ～ファイブ集会室（島田市本通5丁目2-2）に予定しております。出店者説明会には、必ず出席して下さい。

また、当日は、必ず出店料（5,000円）をご持参下さい。

※出店者説明会に参加しない場合、出店をお断りします。

3. 出店申込あたって同意いただく重要事項

(1) 出店団体の現場責任者が必ず、当日従事し常駐するようにして下さい。

(2) 当日責任者に、団体の構成員でないものを指定する等「名義貸し」行為をしないで下さい。

- (3) 出店団体が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出店団体の責任で解決して下さい。また、食中毒や調理過程、サービス提供中に来場者に対しけがを負わせるなどの事故が発生した場合、実行委員会では一切責任を負いかねます。出店者は、業務賠償保険等への加入をお願いします。開催日までに業務賠償保険に加入いただいていない出店者については、出店をお断りする場合がございます。
- (4) 実行委員会は、まつり開催中または終了後に出店団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けた時は、出店申込書に記載された範囲で、当該団体の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供する事があります。
- (5) 出店申込書の写し、静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについては、島田夏まつり実行委員会から暴力団ならびに関係者が関与する団体を排除する目的で、島田警察署に提供します。また、火気器具等を取り扱う出店者については、島田消防署に誓約書の写しを提供しますので予めご承知下さい。

4. 注意事項

出店にあたっては、次の事項に注意して下さい。

- (1) 出店内容、活動について実行委員会、警察、保健所、消防署から指示があった場合これに従うこと。
- (2) 実行委員会への申込と異なる品物・サービスを扱わないこと。
- (3) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の記載事項に違反しないこと。
- (4) 島田市火災予防条例に違反しないこと。
- (5) 出店に、必要な安全対策・衛生対策を行うこと。
- (6) 出店区画外での販売、活動（呼び込み等）、チラシ等配布、展示、商品陳列を行わないこと。
- (7) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。
- (8) 祭り終了後は、出店区画のゴミ拾い等を行うこと。
- (9) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (10) 自団体のゴミは持ち帰ること。
- (11) 出店申込書における虚偽記載等を行わないこと。
- (12) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。
- (13) 各日の営業は、20：50までに必ず終了すること。営業終了後は、即時、片づけを行うこと。
- (14) 電源・照明器具・水・テント・机・イス等は当方では用意いたしませんので、出店者の管理責任において用意すること。
- (15) 出店者に対する駐車場の手配は行いませんので各自で対応を行うこと。

【お問合せ・お申込み】

島田夏まつり実行委員会

事務局 〒427-0029 島田市日之出町 4-1

島田商工会議所 瀧澤・立石

TEL : 0547-37-7155 FAX : 0547-37-5250

飲食店営業(露店)の許可について

●露店営業とは、曳車、屋台、組立式で移動性の有るもの及び軽自動車に施設を設けて食品の調理、加工、販売をする営業をいいます。営業許可を所得する場合は、下記の点に注意してください。
(普通車以上の自動車では露店営業は不可)

1. 曳車、屋台、及び組立式の営業許可を申請する場合は、主たる営業区域を所管する保健所に、軽自動車の場合は、申請者の住居地を所管する保健所に申請する。
2. 営業中は、営業許可証を常に携帯しておくこと。また、軽自動車の場合は営業予定地届出書を携帯すること。
(軽自動車の場合は、予め営業予定地の届出が必要)
3. 露店の提供食品は、生食用食品は提供できません。

生食用鮮魚介類、寿司、食肉の刺身、タタキ等及びゆでがに、氷菓子(アイスクリーム、アイスキャンデー等)を調理・製造して販売することはできません。

◎別紙を参照し、不明な点はあらかじめ相談してください。

4. 露店営業の許可は静岡県内で営業ができ、おおむね5年間営業できます。
5. 食品の調理、取扱い等に従事する者は、健康な者であること。
調理従事者は全員年2回以上保菌検査(検便)を実施し、記録を1年間保存すること。
飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき又はその疫病の病原体を保有していることが判明したときは、そのおそれがなくなるまでの期間、食品に直接接触することのないよう食品の取扱い作業には十分注意してください。
6. 衛生保持について、食中毒等の発生のないよう下記の点に充分注意してください。
 - ① 営業施設の補修に努め、排水、廃棄物等についても適正に処理し、周囲に迷惑がかからぬよう、衛生管理に努めること。
 - ② 食品に直接接する器具の表面は、使用前入念に洗浄し、又は清掃すること。特にふきん、包丁、まな板は、少なくとも1日1回は洗浄の後、熱湯、蒸気、殺菌剤等で消毒し、営業時間中は常に衛生的にしておくこと。
 - ③ 食品等の仕入れにあたっては、品質、鮮度、表示等を点検すること。
 - ④ 食品等は、当該食品等に適した状態又は方法で衛生的に保存すること。
冷蔵庫に食品を収納する場合は、内部の温度が10℃以下になった後に行うこと。
 - ⑤ 生鮮食品の使用にあたっては、異物の付着又は混入を点検し、異物等が認められた場合には、その部分を除去すること。
 - ⑥ 提供する食品は、充分加熱調理したものを提供すること。
手洗い設備にはせっけん及び消毒液を備え、常に使用できるようにし、食品を取り扱う前、用便後、生の食肉等微生物の汚染源となるおそれのある食品等に触れた後、他の食品や器具等に触れる時等、適切な時期に手指の洗浄・消毒を行うこと。
7. 道路等を使用して営業する場合は警察署長の許可を要する等、他法令にも注意し適正に営業すること。

提 供 食 品

許可を要する食品	許可を要しない食品
<p>酒 類 お好み焼き たこ焼き 焼きそば 焼きとり いか焼き おでん たい焼き 今川・大判焼き 焼き饅頭 あげあられ 五平もち きりたんぽ 大学いも あん巻き だんご類 あげいも ラーメン じゃがバター フライ類 フレンチドッグ フランクフルト フライドポテト クレープ ミニカステラ スピン</p>	<p>あめ類 おもちや 海産物 綿菓子 もろこし 甘 栗 七味唐辛子 珍 味 ベっこうあめ 甘酒 あめ細工 爆弾あられ ぎんなん 焼きいも 煎り豆 ゆで栗 かるめ焼き イチゴあめ リンゴあめ チョコ板 バナナチョコ ニッキ ポップコーン</p>

消防本部からのお知らせ

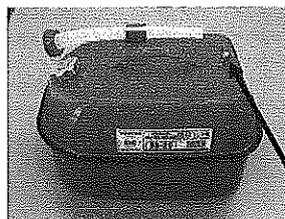
ガソリン等の貯蔵・取り扱いの注意

平成25年8月15日に京都府福知山市において発生した火災において3名の尊い命が失われ、多数の方が負傷されました。ガソリン等の危険物は、貯蔵・取り扱い方法を誤ると大惨事につながることから以下の点に十分気を付けてください。

◎携行缶から発電機等への給油について

- 必ずエンジンを停止して、周囲に火の気がないことをよく確認し、人体その他に影響がない水平な場所で行ってください。
- 給油前には、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してからキャップを取り外してください。

⇒キャップを一気に外すと、内圧差によるガソリンの噴出、キャップの飛び出し等による事故が起きる恐れがあり、大変危険です。



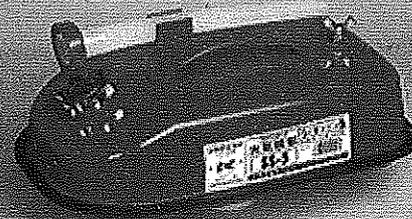
調整ネジ

◎保管方法について

- 保管が必要な場合は、以下のような場所は避けてください。
 - ・火の気がある場所
 - ・直射日光が当たる場所
 - ・温度変化の多い場所
 - ・高温になることが予想される場所
- ⇒上記のような場所での保管は、容器の変形、破裂や火災などの恐れがあります。

ガソリンの引火点は「 -40°C 」程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生しますので貯蔵及び取り扱いについて十分注意されますようお願いいたします。

ガソリン携行缶
ご使用時の不注意・
誤ったご使用は
大変危険です！



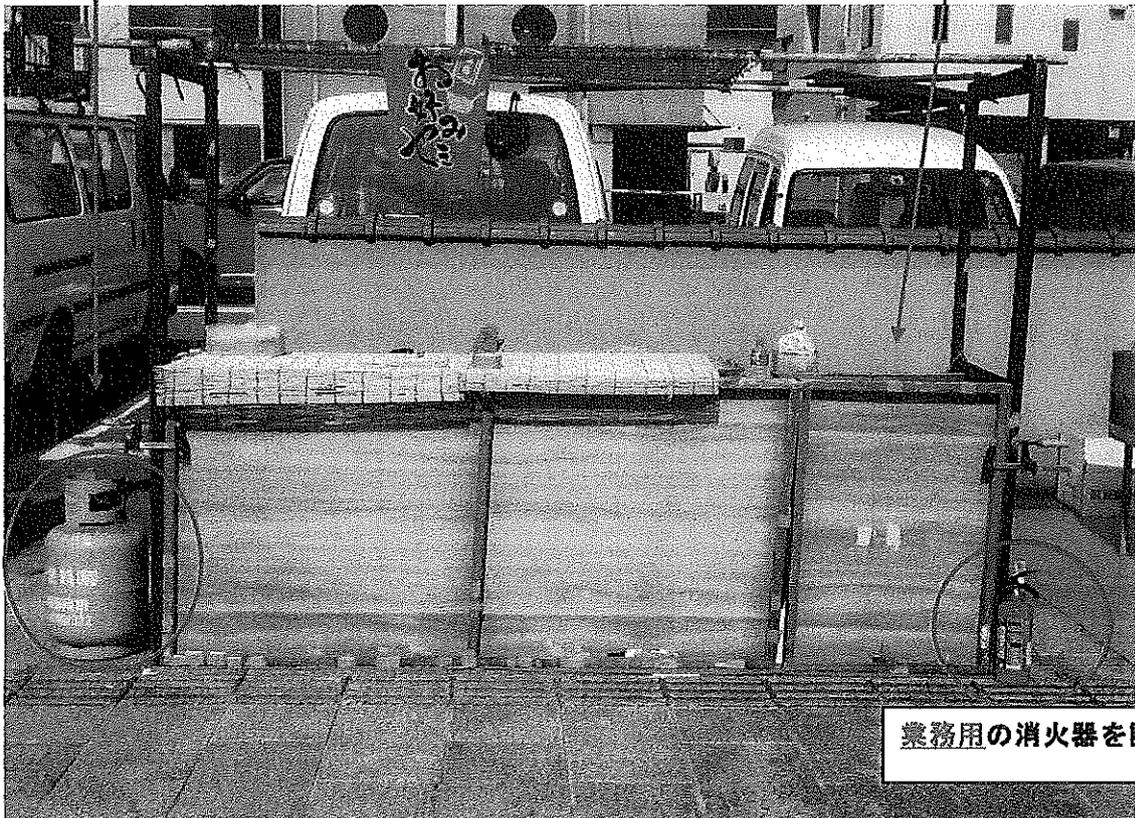
参考図

消火器の準備をして下さい。
ただし、火気器具の熱を受ける
ような場所には置かないで下さい。



露店等で写真のような、火気器具を使用する
場合が該当します。
※写真の露店でなくても、長机に電子レンジ
やホットプレート等を使用する場合でも該当
します。

火気器具とは・・・・・・
炭火（固体燃料）・プロパンボンベ（気体燃
料）・石油ストーブ（液体燃料）・ホットプ
レート（電気）等が該当します。



業務用の消火器を設置